

平成 23 年 5 月 31 日
東邦液化ガス株式会社

東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）等により被災されたお客さまに対する
ガス料金の特別措置の期間延長について

このたび、被災されました方々に、心からお見舞い申し上げます。

当社は、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）ならびに長野県北部の地震により被災された方々が、当社の供給地点内で新たにガスをご使用された場合に対するガス料金の特別措置について、平成 23 年 4 月 1 日付で、中部経済産業局長の認可を受けております。

震災の影響が長引く昨今の状況を踏まえ、本措置の期間延長について、本日、中部経済産業局長に認可申請し、同日、認可されました。

記

1. 適用対象

東日本大震災（3月11日発生）、長野県北部の地震（3月12日発生）に関連して災害救助法が適用された地域等において被災され、当社の供給地点外から当社の供給地点内に避難し、新たにガスをご使用されたお客さま。（お客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。）

なお、平成 23 年 4 月 1 日付で認可を受けた特別措置を既に適用するお客さまは、新たなお申し出の有無によらず、本日認可を受けました特別措置の適用対象とさせていただきます。

2. 特別措置の内容

適用対象となるお客さまのガス料金の支払期限*について、平成 23 年 3 月分は 6 ヶ月間、4 月分は 5 ヶ月間、5 月分は 4 ヶ月間、6 月分は 3 ヶ月間、7 月分は 2 ヶ月間、8 月分は 1 ヶ月間、それぞれ延長いたします。

* 支払期限

検針日の翌日から 50 日目

[参考] 平成 23 年 4 月 1 日付で認可を受けた（変更前の）特別措置の内容は次のとおりであり、今回の変更は、支払期限をそれぞれ 3 ヶ月間延長するとともに、6 月分、7 月分、8 月分を新たに特別措置の対象とするものです。

<変更前の特別措置>

※適用対象となるお客さまのガス料金の支払期限について、平成 23 年 3 月分は 3 ヶ月間、4 月分は 2 ヶ月間、5 月分は 1 ヶ月間、それぞれ延長いたします。

以 上